宍粟市教育委員会規則第１号

宍粟市教育委員会公印規則及び宍粟市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月14日

宍粟市教育長　　西　岡　章　寿

宍粟市教育委員会公印規則及び宍粟市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

（宍粟市教育委員会公印規則の一部改正）

第１条　宍粟市教育委員会公印規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県宍粟市立神戸小学校印	方24	れい書	神戸小学校名をもって処理する重要な文書	神戸小学校長	1
兵庫県宍粟市立神戸小学校印	方60	れい書	神戸小学校名をもって卒業証書に使用	神戸小学校長	1
兵庫県宍粟市立神戸小学校印	だ円形35×15	れい書	神戸小学校名をもって処理する重要な文書（割印用）	神戸小学校長	1
兵庫県宍粟市立神戸小学校長之印	方21	れい書	神戸小学校長名をもって処理する重要な文書	神戸小学校長	1
兵庫県宍粟市立染河内小学校印	方24	れい書	染河内小学校名をもって処理する重要な文書	染河内小学校長	1
兵庫県宍粟市立染河内小学校印	方60	れい書	染河内小学校名をもって卒業証書に使用	染河内小学校長	1
兵庫県宍粟市立染河内小学校印	だ円形35×15	れい書	染河内小学校名をもって処理する重要な	染河内小学校長	1

			文書（割印用）		
兵庫県宍粟市立染河内小学校長之印	方21	れい書	染河内小学校長名をもって処理する重要な文書	染河内小学校長	1

」

を

「

兵庫県宍粟市立はりま一宮小学校印	方24	れい書	はりま一宮小学校名をもって処理する重要な文書	はりま一宮小学校長	1
兵庫県宍粟市立はりま一宮小学校印	方60	れい書	はりま一宮小学校名をもって卒業証書に使用	はりま一宮小学校長	1
兵庫県宍粟市立はりま一宮小学校印	だ円形35×15	れい書	はりま一宮小学校名をもって処理する重要な文書（割印用）	はりま一宮小学校長	1
兵庫県宍粟市立はりま一宮小学校長之印	方21	れい書	はりま一宮小学校長名をもって処理する重要な文書	はりま一宮小学校長	1

」

に改める。

（宍粟市立学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第２条　宍粟市立学校の通学区域に関する規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

神戸小学校	一宮町安積、一宮町杉田、一宮町西安積、一宮町閏賀、一宮町東市場、一宮町須行名、一宮町伊和、一宮町安黒、一宮町嶋田
染河内小学校	一宮町下野田、一宮町上野田、一宮町能倉、一宮町東河内

」

を

「

はりま一宮小学校	一宮町安積、一宮町杉田、一宮町西安積、一宮町閏賀、一宮町東市場、一宮町須行名、一宮町伊和、一宮町安黒、一宮町嶋田、一宮町下野田、一宮町上野田、一宮町能倉、一宮町東河内

」

に改める。

別表第２一宮南中学校の項中「神戸小学校及び染河内小学校」を「はりま一宮小学校」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。